建設環境委員長報告をいたします。

建設環境委員会に付託されました議案の審査結果等について報告いたします。

今定例会において本委員会に付託されました議案は、「地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例」など条例案3件、「県の行う建設事業に対する市町村の負担について」の一般事件案1件、「令和4年度島根県一般会計補正予算(第4号)」など予算案7件であります。

これらの議案について、執行部に説明を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれの議案も全会一致をもって、原案どおり可決すべきとの審査結果でありました。

次に、議案の審査過程における執行部からの説明、委員からの質疑、意見等のうち 主なものについて報告いたします。

第85号議案「令和4年度島根県一般会計補正予算(第4号)」のうち、環境生活 部所管分についてであります。

委員から、各種団体の社会貢献活動を支援する「しまね社会貢献推進事業」において、クラウドファンディングの活用を開始した時期について質問があり、執行部からは、この手法は、昨年度モデル的に開始したものであり、今年度から本格的に実施しているとの回答がありました。

また、委員から、この事業により県民活動を支援することは、有意義なことであ り、積極的に続けてほしいとの意見がありました。

次に、請願の審査結果について報告いたします。

継続審査中の請願第40号は、犯罪被害者等の支援に特化した条例の制定を求めるものであります。本請願については、これまで、既存の「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」に基づき、被害者に対する見舞金制度の創設などの対応もしてきたところだが、全国的に犯罪被害者等の支援に特化した条例制定への動きが、より明確になってきており、県においても制定を検討する方向性が示されたとの理由から、全会一致をもって「採択」とすべきとの審査結果でありました。

次に、報告事項など所管事項調査における質疑、意見等のうち主なものについて申 し上げます。 まず、環境生活部所管事項についてであります。

執行部から報告のありました「新型コロナウイルス感染症に伴う業務見直し状況について」では、委員から、延期した海辺の漂着物調査は、時期によって漂着物が違うため、季節が変わってくると調査の意味をなさないのではないかとの質問があり、執行部からは、この調査は小学生による調査で、調査内容を比較するものではなく、環境美化を啓発する目的で行っているものであるため、延期による影響はないとの回答がありました。

これに対し、委員から、子供たちへの啓発にあたっては、偏西風によって漂着する もの、増水によって海岸に流れるもの等、時期による漂着物の違いを理解できるよう な工夫もしてほしいとの意見がありました。

次に、執行部から報告のありました「(仮称)益田匹見風力発電事業に係る環境影響評価について」では、委員から、知事が専門家の答申に沿って、環境保全の見地からの意見に加え、地元住民の理解を得ることなどを求める知事意見を作成し、経済産業大臣に提出されたところであるが、実際に事業計画に地元住民の意見が反映されるのか懸念されるところである。県としては、法改正を国に対して要望されてはいるが、現行制度では住民サイドでしっかり監視するしかないのではないかとの意見があり、執行部からは、引き続き、制度改正について粘り強く働きかけていきたいとの回答がありました。

次に、土木部所管事項についてであります。

執行部から報告のありました「益田市高津川かわまちづくり計画について」では、委員から、国・県・地元の費用負担はどうなっているのかとの質問があり、執行部からは、費用負担については、高津川でいうと、河川管理施設の整備等は、河川管理者が行う通常の事業という位置づけで行うため、国と県が2分の1ずつ負担している。市はこれとは別にサイクルスタンドの整備等を計画として進めており、市の事業で行っているとの回答がありました。

次に、企業局所管事項についてであります。

執行部から報告のありました「広報・PR事業について」では、委員から、地元アイドルグループを起用したイメージソング作成やPR動画配信について、昨年度行っていた山陰中央新報のこども新聞の広報に比べ、費用がかかるのではないか、動画配信されたタイミングも教えてほしいとの意見があり、執行部からは、費用は一部ラジオ出演等を含めて総額約200万円である。動画配信については、8月に第一弾として発電に関するものを配信し、10月には水道の供給についての配信を予定している。今後もテーマを変えて、順次配信していく予定であるとの回答がありました。

以上、建設環境委員会における審査の概要等を申し述べ、委員長報告といたします。